

令和5年5月
(第34回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和5年5月25日(木曜日)

令和5年5月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年5月25日(木曜日) 午前9時00分～午前10時00分

2 開催場所 南大隅町役場 佐多支所

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	山之口 勝一
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富田 良成
	5番	後藤 望
〃	6番	淵脇 耕二
〃	7番	溝田 耕一
〃	8番	東山崎 勝一
〃	9番	吉永 一雪
〃	10番	田淵 哲朗
〃	11番	徳留 徳次
〃	12番	横原 洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 木佐貫 公子
 事務局書記 中島 大貴
 事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第114号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第115号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第116号 非農地証明願いに係る証明について
 議案第117号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
 農用地利用集積計画の決定について

報告第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
 農用地利用集積計画の変更について

追加議案第118号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
 その他事務の実施状況の公表について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和5年5月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席なので総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、8名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、3番の富田委員と5番の後藤委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の中島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第114号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件でございます。

(2ページ 議案第114号の議案書、3ページの集計表の読み上げ)

受付番号1番の資料については、4ページ、5ページをそれぞれお目通しください。
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思えます。
よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。ここは私の担当地区ですので報告いたします。
譲受人、譲渡人は親戚同士とのことです。申請地は、〇〇地区にあります。〇〇から
西に200mほどのところにあり、申請地1、申請地2はみかんや柿の木などがあり、
一部は畑として利用されておりました。申請地3については雑木が生えているところ
で、再利用は難しいかもしれませんが、親戚からの相談を受け全3筆を受贈すること
となったとのことです。なにか質問等ありませんか。

(意見、質疑なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断を
いただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、
許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第114号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

す。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第114号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第114号、受付番号2番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番の資料につきましては、6ページ、7ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

9 番： 9番吉永です。申請地は、〇〇の南東200m位に位置し、申請人の自宅の西隣にあります。30年以上前に購入を持ち掛けられ、購入したとのこと。購入当時は、樹木が生い茂り、山林化しておりましたが、伐根等行い、現在も菜園畑として利用しておりました。現在は、ハウス等を建設し、パイナップル・アボカド等を植栽、残地は家庭菜園として利用している状況です。申請人は元〇〇で、定年後に農業を行っておりますが、購入した土地以外の農地を所有しておらず、昨年度まであった下限面積の決まりで名義変更ができておりませんでした。しかし、撤廃され、本申請を行うこととなりました。今後も果樹等を栽培するとのことであり、本申請は問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当委員の瀬戸山推進委員もなにかあればお願いします。

(意見、質疑なし)

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第114号受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第114号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議題第114号受付番号3番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号3番につきましては、8ページ、9ページです。それぞれお目通しください。
また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思います。
よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。
簡潔をお願いします。

12番： 12番横原です。5月21日に吉田推進委員と譲受人と私で現地調査を行いました。
申請地は〇〇より南に500mほどの場所に位置し、譲受人の住宅に隣接しております。
現在は譲受人によって家庭菜園として耕作されておりました。意見として、所有
権移転後も家庭菜園を続けるとのことで何ら問題ないと思われまます。ご審議のほどよ
ろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたがこれより質疑
に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ございませんか。
地区担当の吉田推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。
それでは、受付番号3番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと
思います。
議案114号受付番号3番について、「許可やむなし」とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を
踏まえ、議案第114号受付番号3番について許可することに賛成の方は挙手をお
願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第114号受付番号3番には、許可
することに決定いたします。

議 長： 次に議案第115号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは10ページ議案第115号の議案書をご覧ください。議案書を元に説明致し
ます。

(10ページ 議案第115号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、11ページから18ページでございます。

転用目的は雄川河川工事に関する一時転用です。それぞれお目通し下さい。
農地の区分と転用目的は問題ないと考えますが、ここで担当より補足説明がありますので、よろしくをお願いします。

事務局： 補足説明を行います。はじめ、連絡があった際には、2筆にまたがってプレハブ小屋が仮置きされていた為、2筆分の申請をお願いしたのですが、工事が始まると置く場所に誤りがあったようで、申請地1のみ使用することとなったそうです。そのため、資料から申請地2を削除していただきますようお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

7番： 7番溝田です。5月22日9時より申請人、横原代理、徳留委員、野村委員、事務局2名で現地調査いたしました。申請地は、県道〇〇線、〇〇集落の先の水田地帯で、雄川堤防の北側の水田です。周辺の農地は、バレイショの収穫が終わった後で、申請地は貸人の父親が亡くなり2年ほど荒れて雑草が生えておりました。しかし、耕運すれば水田に戻る程度です。意見としては、借人が申請地横の雄川堤防沿いの護岸工事現場にすぐ近い申請地に工事従事者の休憩所用のプレハブ小屋と仮設トイレを3月から9月末まで仮設置したいとのことです。工事終了後は、仮置きしているものを全て撤去、整地するとのことで問題ないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。ただ今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。地区担当の野村推進委員、何かご意見がありましたらお願いいたします。

9番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

9番： 本申請は、地目の変更はないとのことで間違いはないですか。

事務局： はい、一時転用なので、地目までは変更しないです。

議長： 他にございませんか。それでは議案第15号について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号1番について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全推進委員、許可相当に賛成でございます。
それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手を踏まえ、議案第115号について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、第115号受付番号1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第116号「非農地証明願いに係る証明について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、19ページの議案第116号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。

(19ページ 議案第116号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、20ページから21ページです。
また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通してください。
よろしくをお願いします。

議 長： ここで担当委員の現地調査の報告をお願いします。

7 番： はい。7番溝田です。5月22日9時半より徳留委員、野村推進委員、私で調査いたしました。申請地は〇〇集落内にある墓地の東側で、〇〇の建物や駐車場、町道に囲まれています。台帳では水田であるものの、〇〇の倉庫があり、平成8年の〇〇建設時に一度解体、再度小屋を建てたようです。調査の意見としては、現在小が建っておりますが、人は住んでいません。周囲の状況を見ても水田に戻すことは難しく、非農地として認めてもよいと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長： ありがとうございます。ただ今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見ご質問等はありませんか。地区担当の野村推進委員、何かありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第116号について非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、賛成でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ議案第116号について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第116号は、非農地として承認することに決定いたします。

議 長： 次に議案第117号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(22ページ 議案第117号の議案書の読み上げ)

事務局： 23ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)
24ページから27ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。
ここで担当より修正がありますので、よろしくをお願いします。

(修正箇所の説明)

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等はありませんか。

9番： 質問があります。受付番号5番から8番の申請については1人で農業を始めたばかりで農業機械も少ないと聞きました。それなのに、これからこの面積を借りて大丈夫でしょうか。心配に思います。

事務局： 利用権提出時には、少しずつ手を付けていく予定ですが、所有者の希望で先に利用権を結んだと聞きました。経済課にもよくいらっしゃるので、経済課とともに事務局でも指導をしていきたいと思えます。

6番： すみません、〇〇については今後どのくらいの規模拡大を予定しているかわかりますか。

事務局： 現時点ではわからないので確認して来月の総会にて報告いたします。

議長： ほかにいませんか。よろしいでしょうか。
それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。
推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第117号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第117号について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第117号は計画のとおり決定いたします。

議長： 次に報告第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

事務局： 農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行っております3件について、耕作者変更の届けがありましたので、報告いたします。

(28ページ 報告第11号の議案書の読み上げ)

事務局： 29ページに詳細を記載しておりますが、設定を受ける者の氏名の上段が、新たに

借り受ける者、下段のカッコ書きが前耕作者となります。その他の詳細については、それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。これについては、報告でございますので、採決はいたしません。

議 長： 次に、本日、追加議案とします、議案第118号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 本日、お配りしております追加議案資料の1ページの議案第118号の議案書をご覧ください。

(1ページ 議案第118号の議案書の読み上げと内容説明)

議 長： これより、質疑に入ります。事務局からの令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様で、ご意見、ご質問などはありませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。本件については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんで採決いたします。議案第118号について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第118号は原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： その他、6月の行事予定、あっせん申出について

議 長： 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和5年5月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員